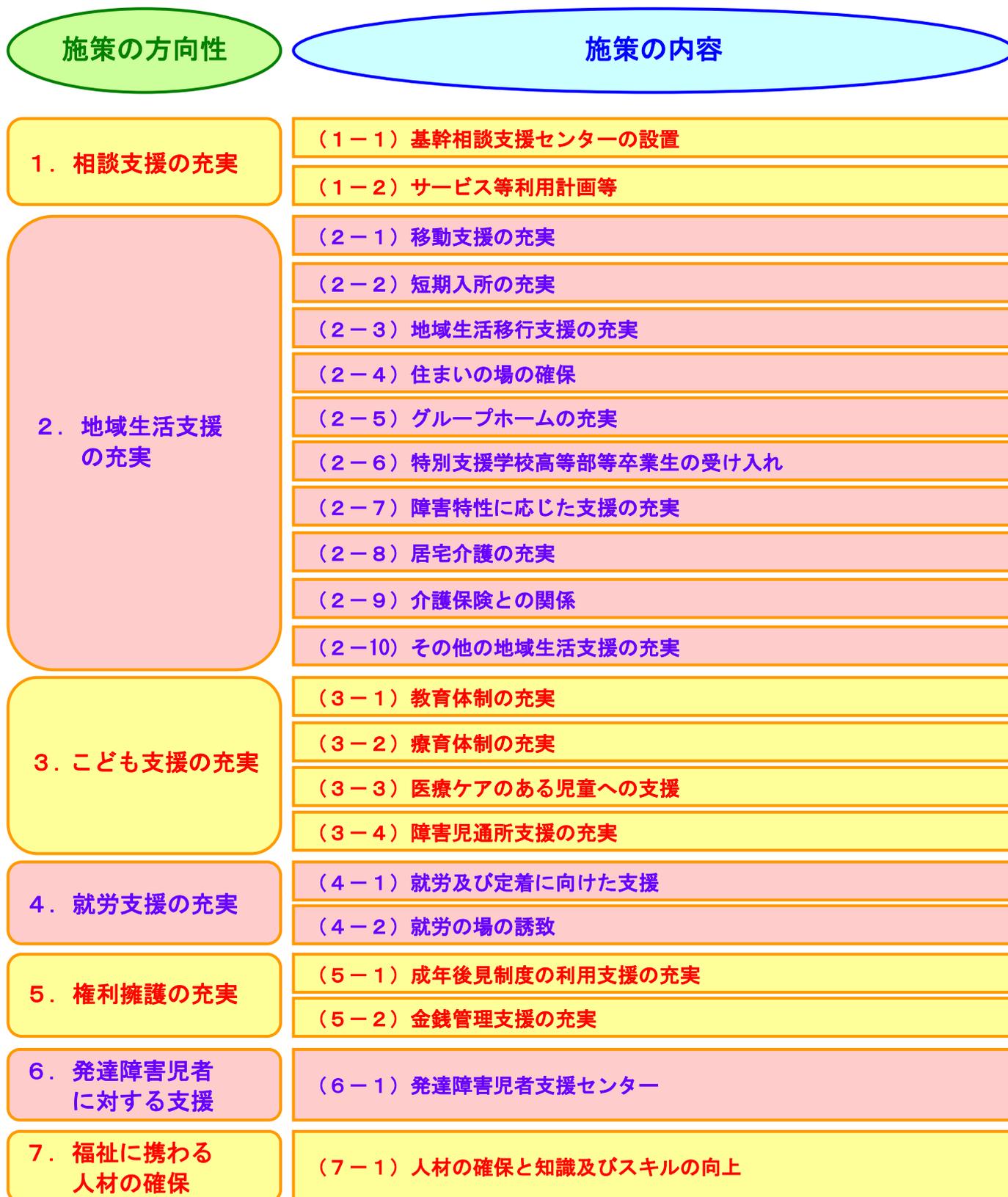


# 第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む） 策定にあたっての協議会の意見について

## 1. 協議会の意見の体系図



## 2. 協議会の意見

- ☆ 障害福祉サービス等の見込量などの項目や数値に関する意見
- ◇ 障害福祉施策に関する意見

### 1. 相談支援の充実

#### (1) 基幹相談支援センターの設置

- ◇ 平成28年6月に提出した「**基幹相談支援センターのあり方に対する協議会の意見**」に基づいて基幹相談支援センターの設置が行われることが望ましい。

#### (2) サービス等利用計画等

- ☆ 計画相談支援等の見込量の項目に、必要とされる相談支援専門員の人数の目安が把握できるよう、**相談支援専門員の人数の見込量（A）**を追加してほしい。
- ☆ また、計画相談支援等の見込量の項目に、**サービスの支給決定者の人数の見込量（B）**を追加し、**相談支援専門員1人当たりが作成することになる計画件数の目安（B/A）**を表記できる記載方法としてほしい。
- ◇ 相談支援事業所が安定した運営を行うことができるよう、「**市独自の報酬の上乗せ**」を行ってほしい。

### 2. 地域生活支援の充実

#### (1) 移動支援の充実

- ☆ 移動支援の利用者数と利用時間の見込量について、利用の実態を明確にするため、**大人と子どもで分けて**記載してほしい。
- ☆ 移動支援の利用者数と利用時間の見込量について、利用の実態を明確にするため、**通学・通所・余暇など、目的別に分けて記載**してほしい。
- ◇ 通学の保障を含めて、教育と捉えることができるため、通学の移動支援については、福祉分野ではなく、「**教育分野として対応していくべき問題**」である。
- ◇ ヘルパー不足やヘルパーの質の向上、移動支援計画の質の向上、地域のボランティアの活用、自力通学・自力通所のための訓練的な利用、分かりやすく納得のいく支給決定基準、事業者の運営が成り立つような報酬単価の設定など、「**移動支援に関する様々な課題を解決するための協議の場の設置**」が必要である。

#### (2) 短期入所の充実

- ☆ 短期入所（福祉型）と短期入所（医療型）のそれぞれの利用者数と利用日数の見込量について、利用の実態を明確にするため、**大人と子どもで分けて**記載してほしい。  
併せて、整備の状況を明確にするため、**市内の大人と子どもの短期入所（福祉型）と短期入所（医療型）のベッド数の見込量**を項目として追加してほしい。

☆ 短期入所（福祉型）と短期入所（医療型）のそれぞれの見込量の項目に、整備の状況を明確にするため、**市内の緊急時の短期入所のベッド数の見込量**を追加してほしい。  
その際、**大人と子どものベッド数を分けて**記載してほしい。

◇ 緊急時の受け入れや利用希望の調整を円滑に行うことができるよう、地域で、「**短期入所の利用調整を行うシステム**」があることが望ましい。

### （３）地域生活移行支援の充実

☆ 居住系サービスの見込量の項目について、利用の実態を明確にするため、**宿泊型自立訓練の利用者数の見込量**を追加してほしい。

併せて、整備の状況を明確にするため、**市内の宿泊型自立訓練の事業所数**を見込量として追加してほしい。

☆ **地域移行の計画上の定義**については、誤解を生じないようにするため、「施設入所から在宅・グループホーム」、「精神科病院から在宅・グループホーム」は含まれるが、「家族と在宅で同居から単身生活またはグループホーム」、「精神科病院から施設入所」は含まれないことを、明確にする記載を盛り込むことが望ましい。

☆ 地域定着支援を推進していくため、**計画相談支援等の見込量の項目の中の説明**として、**地域定着支援の対象**が、「障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人」のほか、「家族との同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人」なども含まれることを、記載することが望ましい。

☆ 誤解を生じないようにするため、**地域移行支援の対象**が、「障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院するにあたって支援が必要な人」に限定されていることを、記載することが望ましい。

◇ 地域生活支援の充実のためには、市として、「**地域移行支援・地域定着支援の取り組みを推進していく**」必要がある。

### （４）住まいの場の確保

◇ 地域生活を充実させるために、「**市営住宅や県営住宅の障害者枠の拡大や更なる入居の優先順位の優遇、実家から直接市営住宅や県営住宅に入居できるなどの配慮**」、「**障害のある方が単身で生活できる支援、賃貸をサポートする支援の充実**」などが、行われることが望ましい。

◇ 住まい探しについて、「**行政と連携しながら支援する支援員の配置の充実など、地域移行のための住まい探し支援の強化**」、「**民間の不動産業者や地域住民などに対し、障害者の入居の協力や障害者の理解を促進する働きかけ**」などが、行われることが望ましい。

◇ 車イスでも生活できるよう、住宅のバリアフリー化を推進するため、「**市の住宅設備改造費の助成の増額**」が行われることが望ましい。

### （５）グループホームの充実

☆ 共同生活援助（グループホーム）の利用人数の見込量について、**1年で20人の増加（設置か所数で5か所の増加相当）**に増やしてほしい。

- ☆ **市内の共同生活援助（グループホーム）の設置か所数** について、見込量として追加してほしい。
- ☆ **市内の体験型の共同生活援助（グループホーム）の設置か所数 と 利用定員数** について、見込量として追加してほしい。また、**体験型の利用人数の見込量** を追加してほしい。
- ◇ 共同生活援助（グループホーム）の運営に対して、体験型の空床を補償するなど、「**市独自の報酬加算**」を創設してほしい。また、通常の運営費に対して、「**市の報酬加算の増額**」を行ってほしい。

## （6）特別支援学校高等部等卒業生の受け入れ

- ☆ 日中活動系サービスの見込量の項目について、整備の状況を明確にするため、**市内のサービス種別ごとの事業所の定員数の見込量** を追加してほしい。
- ☆ 地域生活支援事業の見込量の項目について、利用の実態を明確にするため、**日中一時支援事業の利用人数 と 利用日数 の見込量** を追加してほしい。  
また、日中一時支援の利用人数と利用日数の見込量について、利用の実態を明確にするため、**大人と子どもで分けて** 記載してほしい。  
併せて、整備の状況を明確にするため、**市内の大人と子どもの 日中一時の利用定員 の見込量** を項目として追加してほしい。
- ◇ 重度の生徒の進路先の確保については、定員が一杯であることや支援員不足を理由に断られるケースが年々多くなっており、厳しい現状であるため、「**特別支援学校高等部等卒業生の受け入れ先の事業所の整備**」について、市として、しっかりと取り組んでいく必要がある。  
特に、「**肢体不自由の生徒や医療ケアの必要な生徒**」の進路先を確保することは、非常に厳しい状況となっているため、市として、しっかりと取り組んでほしい。
- ◇ 卒業生の進路先の確保にあたっては、学校を卒業して、成人の日中活動系サービスを利用することになると、放課後等デイサービスを利用していたときより、早く帰宅しなければならないという現象が生じているため、日中一時支援の利用もしくは日中活動系サービス事業所の支援時間の延長で対応しなければならないという課題がある。  
また、現在、身体障害者の日中一時支援の利用については、要綱上、認められていないなどの課題があるため、市として、今後、「**日中一時支援の利用のあり方**」について検討してほしい。

## （7）障害特性に応じた支援の充実

- ☆ 現状の福祉サービスにつながらない方、引きこもりや発達障害などの狭間にいる方に対する「居場所」の機能を持った、障害特性に応じた **フリースペース事業（居場所事業）の実施か所数の見込量** を、市独自の項目として、追加してほしい。
- ◇ 精神障害者の地域生活支援を支えていくために、「**フリースペースや電話相談、アウトリーチなどの事業**」を実施していく必要がある。
- ◇ 通常の福祉サービスにはつながりにくい、発達障害や高次脳機能障害の方などに対する居場所を確保するため、「**障害特性に応じた支援が可能な居場所事業**」が必要である。
- ◇ 肢体不自由のある方の地域生活を支えていくために、「**肢体不自由者が通所できる施設、リハビリ等の訓練を行うことができる施設、通所して入浴できる施設**」を増やしていく必要がある。

## (8) 居宅介護の充実

☆ 障害のある人の地域生活の実現のためには、**訪問系サービスにおける居宅介護や移動支援の見込量の大幅な増加**が行われることが重要である。

## (9) 介護保険との関係

◇ 障害のある方が、介護保険の制度を活用しながら、地域生活を送ることができるよう、「**障害者の介護保険移行に向けた、介護支援専門員や地域包括支援センター等との連携を図るための定期的な情報交換会や研修機会の開催等**」が必要である。

## (10) その他の地域生活支援の充実

☆ 訪問入浴サービスは、週1回しか利用できない状況であるため、訪問入浴や施設入浴などの入浴サービスの整備の必要性を把握するための参考数値として、地域生活支援事業の見込量の項目に、**訪問入浴サービスの利用者数と利用回数**の見込量を追加してほしい。

◇ 特別支援学校高等部等の卒業生で、行き場のない人が増えてきていること、障害ではない人の引きこもりや不登校は大きな問題となってきたことなどから、障害者手帳の有無に関わらず、「**引きこもりの人への支援（アウトリーチなど）の強化や不登校や引きこもりの人に対応するための若者サポートステーション**」があることが望ましい。

◇ 障害のある人のサービスとして、「**道路から自宅までの長い階段の昇り降りを、人力や機械を使用するなど、何らかの方法により支援できる公的サービス**」が創設されることが望ましい。

◇ グループホームの充実、短期入所の充実、地域生活移行支援の充実、相談支援の充実などにより、「**本当に施設入所が必要な人が、入所したいときに、入所できる仕組み**」を作ることで、地域生活を希望する人が、安心して生活できるようになることが望ましい。

# 3. こども支援の充実

## (1) 教育体制の充実

◇ 教育体制の充実のため、「**サポートする教員や支援スタッフの人数、医療的ケアを必要とする児童のための看護師等の配置人数、専任化された支援コーディネーターの人数、支援級担当者向けの特別支援教育研修の回数、支援級担当者以外の教員向けの障害特性理解の研修の回数、巡回相談の回数、エレベーター設置・トイレの洋式化・段差解消（斜路）などのバリアフリーに関する整備の状況**」などについて、具体的な数値を示してほしい。

◇ 境界域（療育手帳未取得など）の児童が高校に進学する際の選択肢を広げるため、「**市立総合高校に支援級等を設置する**」などの施策を検討してほしい。

◇ 「**障害のある児童に対する通学の支援**」については、「**保護者や移動支援による送迎に頼ることなく**」、スクールバスの稼働率の上昇や他の通学支援の手段の確保など、「**教育分野がしっかりと取り組むべき課題**」として、必要な施策を実施していく必要がある。

◇ 障害のある児童に対する教育体制を充実させていくためには、「**教育分野の予算をしっかりと確保**」する必要がある。そのためには、「**こども、福祉、教育等の各分野の関係者による具体的な施策を推進するための協議の場**」が必要である。

## (2) 療育体制の充実

- ☆ 保育所等訪問支援事業を実施できる体制を整備していく必要があるため、障害児通所支援等の見込量の項目に、**保育所等訪問支援事業の利用人数と利用回数の見込量** と **市内の保育所等訪問支援の事業所数の見込量** を追加してほしい。
- ◇ 学校の教員等に対して様々な視点からアドバイスを行えることができるよう、「**学校に対して、保育所等訪問支援を実施**」できることが望ましい。
- ◇ 乳幼児期・学童期の親子が向き合える手立てを具体的に示すことができるよう、「**ペアレントトレーニングなどの家族支援を行える機関**」があることが望ましい。
- ◇ 身体障害のある児童やダウン症の児童など、3歳児未満であっても、「**必要に応じて、早期に療育（リハビリを含む）を受けられる体制**」があることが望ましい。

## (3) 医療ケアのある児童への支援

- ◇ 医療ニーズへの対応ができるよう、「**医療ケアのある児童への支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の連携**」が必要である。
- ◇ 保護者の負担を軽減することができるよう、医療ケアのある児童について、「**保護者が学校への付添い（通学や学校内）を行わなくてもよい仕組み作り**」が必要である。
- ◇ 重症心身障害児（医療ケアのある児童）の移動に関する課題が多いため、「**重症心身障害児（医療ケアのある児童）に対する移動の支援のための新たな枠組み**」を作っていく必要がある。

## (4) 障害児通所支援の充実

- ☆ 市内の障害児通所事業所の設置か所数を把握しやすくするため、障害児通所支援等の見込量の項目に、**市内の児童発達支援と放課後等デイサービスの事業所数の見込量** を追加してほしい。
- ◇ 放課後等デイサービスについて、「**障害児のサービスに的確に対応した支援、そのための質の向上と支援内容の適正化**」など、適切な発達支援の提供を行える体制づくりが必要である。

# 4. 就労支援の充実

## (1) 就労及び定着に向けた支援

- ◇ 国の就労定着支援の内容を踏まえながら、「**市として、引き続き、職場定着支援を実施していく**」必要がある。
- ◇ 国の障害者雇用施策や福祉サービスの内容を踏まえながら、就労のための生活面の課題に対応できるよう、「**主に肢体不自由者の職場等における排せつ・食事の介助等のサービスの創設（排せつや食事介助等）**」を検討していく必要がある。

## (2) 就労の場の誘致

- ☆ **市内の特例子会社の事業所数の見込量** と **就労継続支援A型の事業所数の見込量** を、項目として追加してほしい。

## 5. 権利擁護の充実

### (1) 成年後見制度の利用支援の充実

- ☆ 法人後見支援を推進していくため、相談支援事業等の見込量の項目に、**法人後見支援の利用者数の見込量**を新たに追加してほしい。
- ◇ 障害のある方の成年後見制度は、高齢の方に比べて、利用期間が長くなるため、市長申し立ての際の親族調査等を簡素化したり、個人ではなく、法人として受任できる体制づくりを整えるなど、**「成年後見制度の利用促進、法人後見支援の推進」**の取り組みを行っていく必要がある。

### (2) 金銭管理支援の充実

- ◇ 成年後見制度は、親族の高齢化や手続きの煩雑さなどから、制度の利用を躊躇し、頓挫してしまうケースが多いので、親なきあとの支援として、成年後見制度の利用までは至らない人などに対して、**「あんしんセンターの金銭管理業務の範囲を拡大」**して対応していけることが望ましい。  
なお、「あんしんセンターの金銭管理業務の範囲の拡大」については、国の動向を踏まえつつ、地域福祉活動計画の作成などともリンクしながら、そのあり方について検討していくことが望ましい。
- ◇ 成年後見が必要な人、金銭管理が必要な人、金銭管理支援が必要な人などの**「金銭管理に関する相談を一元的に行える金銭管理センターのような機関」**があることが望ましい。

## 6. 発達障害児者に対する支援

### (1) 発達障害児者支援センター

- ☆ 横須賀・三浦地域において、発達障害相談・支援センター（愛称：KANAC）が廃止されたことに伴い、発達障害のある方の困り感に対して、地域で専門的に対応できる場所がなくなってしまった。  
臨床心理士等による心理的評価やグループワークによる本人自身の行動特性の理解の支援を行うなど、様々な支援機関にたらい回しすることなく、専門的な支援をしっかりと行えるようにするため、地域に**発達障害児者支援センターを1か所設置**することを、**数値目標**とすべきである。

## 7. 福祉に携わる人材の確保

### (1) 人材の確保と知識及びスキルの向上

- ◇ 多くの事業所では、マンパワー不足に悩んでいる状況であり、各事業所の取り組みのみでは、解決することが難しいため、行政として、**「サービスを提供する人材の確保や知識、スキルの向上を図っていく」**取り組みを行ってほしい。